

1月6日～3月15日までの決算・申告相談は、混雑と平等性を考え、相談時間をおひとり1時間までとさせていただきます！

確定申告時期に関する大事なお知らせ

引き続き感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

現在、帳簿の点検・相談会、会計ソフト体験講習会等、全てお電話にて**完全予約制**にさせて頂いております。来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただきご来館をお願い致します。

確定申告期につきましては、例年通り1月23日(木)からは**当日の受付順**とさせていただきますが、待合室の密を避けるために、**車の中での待機・連絡先ご記入の上外出**、等の対策を取らせて頂きたいと思っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



記帳点検

毎日記帳している帳簿の点検をします。
ご都合の良い日にお出掛け下さい。

日時 **11月15日(金)**

午後1時半～午後3時半

会場 青色申告会

<持参>帳簿・伝票・前年決算書控等関係書類

◎ご出席の方には

「記帳点検済」印を押させていただきます。

[指導] 東海税理士会津支部

◇事務局閉館のお知らせ ご注意下さい

11月22日(金)は
事務局研修のため閉館いたします。



公式LINEアカウント

急な日程変更や、事務所閉館情報などを発信させていただきます。

LINEでのメッセージ送信は出来ませんが、急な日程変更・閉館等に対応させていただきます。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。



譲渡所得

(株式・土地・建物の売却)がある方は、あらかじめ計算明細書を作成のうえ、お越し下さい。計算明細書の作成は税務署にご相談下さい。尚、税務署も今は予約制となっておりますので、予約の上、ご相談をお願いいたします。

【減価償却の計算はパソコンで】受付中

2月の税務相談では手計算による減価償却の計算及び相談は出来ません。パソコン入力による自動計算をご利用下さい。提出用の計算表を印刷してお渡します。一度入力しておくとも毎年自動計算されます。ご利用下さい
11月末まで電話予約を受け付けています。

【事務局の年末年始】

年末は12月27日(金)まで
年始は1月6日(月)から

令和7年1月からの申告書等への控えへの収受日付印について

1. 申告書等の正本(提出用)の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに税務署では収受日付印の押捺を行いません。書面申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)して下さい。

2. 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

★e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能

★書面で提出した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認も可能。

※申告書等の控えへの収受日付印の押捺は行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いいたします。オンラインを利用しない場合であっても、従来通り、税務署において「保有個人情報の開示請求」「申告書等の閲覧サービス」「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することが可能です。また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付するリーフレットに申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを希望者にお渡しします。

※対象となる「申告書等」とは国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出等国税等、国税局、税務署に提出されるすべての文書をいいます。

～津青色申告会での消費税の申告(令和6年分)について～

インボイス制度を導入されている方は、売上高が一千万以下の方でも、【課税事業者】となり、令和6年度の【消費税の確定申告】が必要となります。申告時期に、消費税の確定申告をお忘れなく、申告して下さい！

消費税課税事業者の方は、記帳が正確にされていないと、申告書を作成することが困難になります。ブルーリターンAなどの会計ソフトをご利用の方は、日々の入力を正しくすることで申告書が作成できます。又、簡易課税を選択される場合、事務処理は軽減されます。

尚、基準期間(令和4年度)の課税売上高が一千万以下の場合は特例制度を適用できます。

また、記帳等で不安な方は、必ず今年中にご相談に来てください。来年、申告時期になってからの記帳相談は、お断りさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

- ① 1月から始まります確定申告時期に消費税の申告をお断りして、下記の相談会へ来ていただくようお願いする場合がございますので、ご了承ください。
- ② 消費税の相談会は、令和7年3月18日(火)～3月31日(月)までです。(土日祝日は閉館)
- ③ 消費税申告のための手数料が別途かかる場合がありますので、ご了承ください。
- ④ 必ず過去2年分(令和4年・令和5年)の「所得税の確定申告書」「決算書」「消費税の申告書(あれば)」を必ずご持参してください。(免税事業者か課税事業者を判断します。2割特例を受ける場合に必要)
- ⑤ 「簡易課税」を選択している場合は簡易課税を選択していることがわかるもの。
- ⑥ 消費税の中間納付をしている方は、必ず中間納付税額、中間納付譲渡割額を教えてください。(税務署より送付される「確定申告書のお知らせ」を必ずご持参ください。)
- ⑦ インボイス制度により消費税の申告をされる方は、インボイス登録していることがわかるもの。
- ⑧ マイナンバーカードがあればご持参お願いします。(パスワードも必須)

※上記、④～⑦に関して消費税を申告するために必要な情報です。不足していると消費税の申告ができずお断りさせて頂く場合がありますので、ご注意ください！

☎059-225-6555 (電話にてご予約・または事務所にてご予約をお願いいたします)

青色教室 「年末調整の仕方・決算」
貴方の資料で年末調整を行います。一人別徴収簿の計算から納付書の書き方で説明します

◆日 **12月2日(月)・3日(火)**

◆時間 午前10時 午後2時

※社会保険の金額確認の上、税務署から送られてきた決算書の封筒(納付書等入り)一式、生命保険等各種証明書、一人別徴収簿、計算機、印鑑、筆記用具ご持参下さい

※ 決算準備の為の個別相談をご希望の方はお申出下さい
(持参 前年決算書控)

「講習会」【消費税の記帳・仮決算】

消費税の課税区分、業種区分は正しいですか。是非ご参加ください。

◇日 **12月5日(木)・6日(金)**

午前10時・11時 午後1時・2時・3時

◎今年の帳簿・通帳をご持参下さい。

※令和7年度年会費

15,000円受付開始

口座引落は1月27日(月)の予定です

★口座引き落としをご希望の方は事務局までご連絡ください！

「年末調整 個別相談」
 税理士先生による年末調整個別相談を開設します。
 専従者・従業員の源泉税の計算と納付です。

◇ 日 1月10日(金)・20日(月)
 ◇ 時間 午前9時～午後3時半

◎一人別徴収簿を記入し、各種証明書をご準備の上、印鑑・必要書類をお忘れなく。
 ◎合計表・0円納付書はe-Taxを使って税務署へ提出できます。
 注意：扶養控除(異動)申告書へ、『給与を受ける方』と『事業主の方(給与支払者)』のマイナンバーを必ずご記入の上、お越しください。
 源泉徴収票に記載しての提出となります。
 [指導] 東海税理士会津支部

＜決算・申告個別相談のご注意＞
 申告時期の個別相談(決算・申告無料相談)は小規模事業者(前年特前所得400万円以下)に限定します。従って高額者の方は2月からの個別相談を受けられませんが、講習会へご出席下さい。

1月21日(火)
 ◆決算講習会 午前 9時～
 ◆申告講習会 午後 1時～

講習会《消費税申告書の書き方》
 1月24日(金)
 ◆一般課税 午前 9時～
 ◆簡易課税 午後 1時～
 ◎電話・FAXでお申込下さい
 ☆消費税の申告が初めての方、是非ご参加下さい
 ※今年度はインボイスのこともありますので、是非お気軽にご参加ください。

◎マイナンバーカードは取得するまでに数か月かかりますので、取得手続きはお早めをお願いいたします。

【決算・申告 個別税務相談】
 小規模事業者の為の所得税個別相談会開催
 ◆2月12日(水)～2月28日(金)
 ◆午前9時00分～午後3時30分
 ◆青色会館
 決算・申告は必ず期間内にお済ませ下さい
 ー申告書の提出は2月中に青色申告会経由でー

◎申告はイータックスが簡単便利です!
 個人番号(マイナンバー)カードが必要です
 早目にご準備を!

◎青色申告会の税務相談は2月28日(金)迄
 3月1日以降は税理士先生の税務相談はございません…くれぐれもご注意ください

◎青色申告会で決算書・申告書をお預かりできるのは3月5日(水)までです
 以後はご自分で税務署へご提出下さい
 [指導] 東海税理士会津支部

◇年内にお済ませ下さい!!
 ★所得税・消費税の記帳相談
 ★ブルーリターンAの入力相談
 ★簡易課税の選択又は取り止めの相談

◇消費税の申告が必要な方へ
 ★本則課税の方は売上・仕入の課税区分にくわえて、軽減8%・10%で集計
 ★簡易課税の方は売上の業種区分にくわえて、軽減8%・10%で集計
 が正しく出来ていないと、消費税の決算・申告個別相談は受けられません。
 正しい記帳と集計を!
 ★集計が正しく出来ていないと、消費税の決算・申告個別相談は受けられません。
 正しい記帳と集計を!

◇令和7年から消費税の申告が必要な方へ
 ★簡易課税の選択届けは今年中です。ご検討を

◇e-Taxに関するご相談は事務局へどうぞ

◎令和6年度 津税務署長表彰
 ☆伊藤正和氏(津市大里窪田町)

◎令和6年度 津税務推進協議会長表彰
 ☆大河内忠幸氏(津市栗真町屋町)

税を考える週間「税に関する作品表彰・展示」
 習字・作文

展示
 ★11月5日(火)～11月14日(木)
 イオンモール津南 3階イオンホール前
 ★11月20日(水)～12月10日(火)
 津市役所 1階ロビー
 ★12月11日(水)～12月18日(水)
 三重県津庁舎 1階ロビー

表彰 11月17日(日) 午前10時30分
 アスト津 アストホール

【共催】 津税務推進協議会 津税務連絡協議会

11月11日から17日は「税を考える週間」です

テーマ
 これからの社会に向かって

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間 検索

インボイス制度において注意すべき事例		
項目	想定されるケース(やりたいこと)	注意すべき内容
登録の取下げ・取消し	インボイス制度開始前にインボイス発行事業者の登録を取り下げるケース	令和5年10月1日以後に取下げは不可。取消しの手続きができません。少なくとも令和5年10月1日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じます。 ※ 令和5年10月1日を登録日としていた場合、取下書はその前日(9月30日)までに提出する必要があります。 ※ インボイス制度開始後に、登録申請書を提出してから登録日までに登録を取り下げたい場合も、取下書対応となる。
	インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース 令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置(注)の適用により登録を行い、登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日から取消しとなる。 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。
2割特例	課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受けるケース	令和5年10月1日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができるが、当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間中は2割特例の適用を受けることができない。
	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、2割特例の適用を受けることができず、簡易課税制度の適用を受けるケース	2割特例の適用を受けた事業者は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。 ※ 申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。

(注) 免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能(28年改正法附則44④)。

みえ共済特別キャンペーン実施

令和6年9月1日～令和6年11月30日

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を保障します

粗品プレゼント



他にも沢山、保険がございます!是非事務局までお越しください!キャンペーン終了迄、あとわずかです!

インボイス制度に関する相談窓口について

インボイス制度に関するご相談は、インボイスコールセンター(ページ下部参照)や各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口にご相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を上記「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度に関する各県庁等の相談窓口一覧

